

議第68号

下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について

下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月4日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

下呂市下呂温泉合掌村条例別表第2のセット券の料金・規格に大人、小人それぞれに50枚綴りの項目を追加する事により、事業所等が購入しやすくなり、セット券購入の販路拡大を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例

下呂市下呂温泉合掌村条例（平成16年下呂市条例第109号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第9条関係） 下呂温泉合掌村料金 単位：円				別表第2（第9条関係） 下呂温泉合掌村料金 単位：円			
入場料金の部（略）				入場料金の部（略）			
セ ツ ト 券	対 象 者	料 金	規 格	セ ツ ト 券	対 象 者	料 金	規 格
	大 人	70,000	100枚綴り		大 人	70,000	100枚綴り
	小 人	<u>35,000</u>	<u>50枚綴り</u>		小 人	35,000	100枚綴り
	小 人	35,000	100枚綴り		小 人	<u>35,000</u>	<u>50枚綴り</u>
備考 入場料金の小人とは、小・中学生をいう。				備考 入場料金の小人とは、小・中学生をいう。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂温泉合掌村セット券の販路拡大を目的に、事業所等向けのセット券を追加するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 入場料金を定める別表第2のセット券の料金・規格に大人、小人それぞれに50枚綴りの項目を追加します。

(別表第2関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

